

# 居宅介護支援契約書

事業者：           カンナケア          

## 第1条（居宅介護支援の目的）

事業者は、介護保険等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。

## 第2条（契約期間）

1. この契約の契約期間は、令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から要介護認定の有効期間満了までとします。
2. 但し、契約期間満了日の7日前までに利用者から事業者に対して契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護認定と認定された場合、契約は更新されるものとします。

## 第3条（居宅介護支援の担当者）

1. 事業者は、居宅介護支援の担当者（以下「担当者」という）として介護支援専門員である職員を選任し、適切な居宅介護支援に努めます。
2. 事業者は、担当者を選任し、又は変更する場合は、利用者の状況とその意向に配慮して行うとともに、事業者側の事情により変更する場合にはあらかじめ利用者と協議します。
3. 事業者は、担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意を持ってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を講じます。

## 第4条（介護支援専門員の交替等）

1. 利用者は、事業者が任命した介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。
2. 事業者は、必要に応じ、介護支援専門員を交替することができます。但し、その場合には、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

## 第5条（居宅サービス計画の変更等）

事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合、及びサービス内容等の変更を希望する場合には、速やかに居宅サービス計画を変更するとともに、居宅サービスの提供が確保されるようサービス事業者等への連絡調整を行います。

## 第6条（サービス提供の記録等）

1. 事業者は、一定期間ごとに（又は1ヶ月ごとに）「居宅サービス計画」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成の状況等を評価し書面等に記載し、作成完了後5年間は適正に保管します。
2. 事業者は、利用者の求めに応じて閲覧に応じ、又は実費負担によりその写しを交付します。

## 第7条（利用者の解約権）

利用者は、1週間以上の予告期間を持って、この契約を解約することができます。

## 第8条（事業者の解除権）

事業者は、利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、1ヶ月間の予告期間を置いて、この契約を解除することができます。

## 第9条（契約の終了）

1. 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。
  - （1）契約の有効期限前に利用者との合意がなされず、契約の有効期間が満了したとき
  - （2）第7条の利用者から解約の意思表示があり、予告期間が満了したとき
  - （3）第8条の条件が満たされ、事業者からの契約解除の意思表示があり、予告期間が満了したとき
  - （4）次の理由で利用者にサービスが提供できなくなったとき
    - ①利用者が介護保険施設や医療機関に入所又は入院したとき
    - ②要介護認定等により、利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定されたとき
    - ③利用者が死亡したとき
2. 事業者は、契約の終了にあたり必要があると認められる場合は、利用者が指定する他の支援事業者等へ関係記録（写し）の引継、介護保険外サービスの利用に係る市町村への連絡等の連絡調整を行うものとします。

## 第10条（損害賠償）

事業者は、居宅介護支援の実施にあたり利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、この限りではありません。

## 第11条（秘密保持）

1. 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報に付いては、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
2. あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供をすることができます。

## 第12条（苦情対応）

1. 利用者は、提供した居宅介護支援に苦情がある場合又は事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
2. 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
3. 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取扱いをすることはありません。

## 第13条（善管注意義務）

事業者は、利用者より依頼された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意を持ってその業務を遂行します。

## 第14条（その他）

この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、介護保険法その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者との協議により定めます。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

〔利用者〕 住所

名前 (印)

電話 03-3463-1111

〔利用者の家族〕

住所

名前 印

電話 03-3463-1111

〔立会人〕

住所

名前 (印)

電話 03-3463-1111

(注)「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。

なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

〔事業者〕 住 所：福島県いわき市小名浜住吉字飯塚 2 番地の 1

事業所名：カンナケア

代表者名：菅野 光一 (印)

電話番号：(0246) 38-7411